

# 国民スポーツ大会スポーツクライミング競技施設認定規定

## 第1章 総 則

### (目 的)

**第1条** 本規定は、公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会（以下「本協会」という。）が主管する国民スポーツ大会スポーツクライミング競技会（以下「競技会」という。）に使用する施設の認定について規定する。

### (競技場の施設)

**第2条** 競技場は、次の事項に留意して整備してなければならない。

- (1) 自然の要素及び風致の保護
  - (2) 危険物及び危険な箇所の除去若しくは改善
  - (3) その他競技運営上必要な処置
- 2 競技場内の次の地点は、現地に用意されており、表示されていなければならない。
- (1) 競技エリア
  - (2) アイソレーション・ゾーン
  - (3) コール・ゾーン
  - (4) トイレ
  - (5) その他、必要な場所
- 3 競技会開催中の通信、連絡網は、これを整備しなくてはならない。
- (1) 競技中、リード競技場やボルダー競技場から競技会本部に通信連絡ができるように通信網を設置すること。
- 4 競技会開催中の輸送体制は、これを整備しなくてはならない。
- (1) 競技の円滑な進行を図り、かつ、競技中に発生した事故及び荒天等に対処し得る輸送体制を準備すること。
  - (2) リード競技場とボルダー競技場は一会場とする。
- 5 競技会開催中の医療態勢は、これを整備しなくてはならない。  
競技中の負傷及び疾病等に対処し得る医療体制を準備すること。

## 第2章 申 請

### (申請者)

**第3条** 本規定で認定する競技施設の申請は、開催地の実行委員会が行うものとする。

- 2 申請は、競技会開催月の2年前までに行うものとする。なお、期日までに申請できない場合は、その理由を本協会に通知しなければならない。

### (申請の内容)

**第4条** 競技施設の認定を申請するときは、競技施設認定申請書に次の書類を添付して本協会会長に提出する。

- 2 リード競技場及びボルダー競技場
  - (1) 競技場の位置を示す概念図
  - (2) 競技場の概要
    - ① 屋内及び屋外の別
    - ② クライミング・ウォール（以下「ウォール」という。）の材質

③ 正面及び断面の外観

### 3 共通事項

- (1) 競技場の置かれている条件等を明記する。
  - ① 競技場の管理運営を行う事業者（所有者など）
  - ② 地方自治体
  - ③ 私有地
- (2) 実施本部、表彰式場等の関係施設の位置及び第2条第2項に規定する事項

## 第3章 審 査

### （審 査）

**第5条** 競技場の施設認定は、国スポ委員会で審査内定後、常務理事会で決定する。

現地調査は必要に応じて行い、その経費は申請者が負担する。

- 2 認定は、競技会開催月の1年前までに行う。
- 3 認定は、当該競技会終了後消滅する。

### （競技場及び競技施設の確認）

**第6条** 競技場及びその施設は、競技会開始3か月前に本協会に対し、その整備状況等の確認方を申請しなければならない。

### （競技場の整備）

**第7条** 前条により指摘を受けたときは、競技開始1か月までに整備しなければならない。

### （競技ルートの最終的設定及び確認）

**第8条** 競技ルートの最終的設定及び施設確認は、審判長の指示により実施要領に定める日から競技開始までの間に行う。

## 第4章 認定の基準

### （認定の基準）

**第9条** 施設の認定は、第2条の要件及び第10条の基準を満たしている場合、これを行うことができる。ただし、会場地の特性など特別な事情があると認められる場合これに限らない。

- 2 前項の規定にかかわらず、競技に著しい影響を及ぼすウォールのデザイン及びホールドの選定については、本協会国スポ委員会と協議のうえ行わなければならない。

### （競技場の基準）

**第10条** ウォールの設置場所は、リード競技場及びボルダー競技場とも屋内とし、空調設備などで温度変化が少なくなるように留意する。なお応援席は、概ね選手・監督、競技役員、競技会係員及び実行委員会並びに一般観客数が収容できるように努めること。

- 2 リード競技場のウォールおよびルートは、以下の仕様による。
  - (1) ルートの長さは15m以上、高差は、12m以上とする。
  - (2) ルートの幅は、3メートル以上とする。
  - (3) ルートは4ルート同時に設置可能な、近似形状とする。
  - (4) ウォールの傾斜は、最小傾斜部の角度を100度、最大傾斜部の角度を150度とし、かつ平均傾斜を約120度とする。
  - (5) ウォールは左右の縁の使用が可能であるように側面を有するか側面用の部材の取り付けが即時

可能でなければならない。

- (6) ウォールの構造上あるいは立地上、オンサイト方式に抵触する可能性がある場合、ルートセッターが設定したルートを隠すことができるカーテン等の装置を施すものとする。
- 3 ボルダー競技場のウォールは、以下の仕様による。
  - (1) ウォールの高さは、マット面から5メートル以内とする。
  - (2) ウォール数は、1基に2ルート以上とれる仕様のもので合計2基とする。
  - (3) ウォールの壁面積は、1基あたり60㎡とする。
  - (4) 観客席から見やすいようにウォールは壇上に設置されなければならない。
  - (5) ウォール2基は、お互いのルートが見えないように遮蔽などの対策を施すこと。
  - (6) ウォールの傾斜は、最小傾斜部の角度を85度、最大傾斜部の角度を150度とし、かつ平均傾斜を約120度とする。
  - (7) ウォールのパネルは、交換できなくてもよいが、立体的な構造が望ましい。
  - (8) ウォール2基の間には、選手の休憩場所を設置し、休憩場所から競技が見えないようにすること。
  - (9) 必要に応じて、ルートセッターが設定したルートを隠すことができるカーテン等の装置を施すものとする。
  - (10) 安全対策のため、ウォールの下には壁上部から選手が墜落した場合にも十分な安全が確保できるマットを設置するものとする。
- 4 アイソレーション・ゾーンは、以下の仕様による。
  - (1) アイソレーション・ゾーンは、原則として当日競技をする選手・監督を収容するスペースを有しなければならない。そのスペースは、選手一人当たり原則として2㎡以上であり、ウォールに隣接して設置されることに努めるものとする。又、できるだけウォールに隣接して設置されることが望ましい。
  - (2) アイソレーション・ゾーンには、ウォームアップ用のウォールと常にマットを備えなければならない。その面積は、選手一人当たり1㎡以上かつ（原則として高さ3メートル、幅5メートル以上）60㎡以上なければならない。
- 5 コール・ゾーンは、以下の仕様による。
  - (1) コール・ゾーンは、原則として当日競技をする選手8名以上を収容するスペースを有しなければならない。また、できるだけウォールに隣接して設置されなければならない。
  - (2) コール・ゾーンは、ルートが見えない場所に設置されなければならない。
  - (3) 競技者をアイソレーション・ゾーンから輸送するのに時間がかかる場合は、簡便なウォームアップ用ウォールを用意しなければならない。
- 6 審判席は、ルートを見渡せる正面及び側面の位置に設置しなければならない。
- 7 審判用器具としてビデオ・カメラ、モニターテレビ及びストップウォッチをウォール面ごとに設置する。
- 8 競技進行中、選手、監督、役員、一般観戦者がリザルトをウェブ上でリアルタイムに確認できるシステムを設置すること。
- 9 録画を中断・停止することなく、競技ビデオ記録を、再生・確認、保存できる競技録画システムを設置すること。
- 10 残り時間を確認できるデジタル式大型時計を選手や観客から見えるように設置する。
- 11 ボルダー競技場には、競技時間ごとに鳴るブザーを設置する。
- 12 その他のウォール及び審判に係る施設、器具の詳細は、国民スポーツ大会スポーツクライミング競技施設設置基準（別紙1）及び国民スポーツ大会スポーツクライミング競技運営手引による。

## 付 則

- 1 本規定の改廃は、常務理事会で行う。
  - 2 本規定は、昭和51年5月23日より施行する。
    - 昭和62年 9月10日 一部改定
    - 平成 5年11月 7日 一部改定
    - 平成 9年3 月23日 一部改定
    - 平成10年 3月15日 一部改定
    - 平成13年 3月25日 一部改定
    - 平成14年 4月 1日から施行する。
    - 平成15年 5月25日 一部改定
    - 平成17年 5月22日 一部改定
    - 平成19年 5月20日 一部改定
    - 平成20年 4月1日から施行する。
    - 平成25年 5月11日 一部改定
    - 平成26年 5月25日 一部改定
    - 平成30年 9月 8日 一部改定
    - 平成31年 4月11日 一部改定
    - 令和 元年 8月 1日 一部改正
    - 令和 3年 2月10日 一部改正
    - 令和 4年 7月14日 一部改正 ただし、施行はJ S P O国スポ委員会承認後。
    - 令和 4年11月10日 一部改正
    - 令和 5年 3月 9日 一部改定
- ボルダー表記改正の施行は、J S P O国スポ委員会承認後とする。
- 令和 5年 5月11日 一部改定
  - 令和 6年12月10日 一部改正